

東京くらしねっと

令和5年
5・6
 No.283 月号
 2023年5月1日発行

今月の話題 旅行の前に知っておきたい「契約」のポイント
 ～4つのQ&Aで事前にチェック!～

安全シグナル 子供のマグネットセット誤飲事故を防ぎましょう!

相談の窓口から 亡くなった父が4年前に新聞の購読契約をしていた!
 やめられないの?



東京都消費生活総合センター
相談窓口のご案内

☎ **03-3235-1155**

受付時間 月曜～土曜
 9:00～17:00
 (祝日・年末年始を除く)

〒162-0823 新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ16階 ●JR・東京メトロ・都営地下鉄「飯田橋」すぐ

お近くの消費生活相談窓口につながります
消費者ホットライン 局番なし **188**

東京の消費生活に関する情報サイト **東京くらしWEB**
<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp/>

検索Q



旅行の前に知っておきたい 「契約」のポイント

～4つのQ&Aで事前にチェック!～



一般社団法人 日本旅行業協会 消費者相談室

相談員 **曾田 五夫**

新型コロナウイルス感染症の発生で社会経済活動がストップし、友だちと会ったり外に出かけたりする機会が制限されていました。それから3年あまり。ようやく社会が動き出しています。

旅の予約方法は様変わりしました。パソコンやスマートフォンの普及により、いつでもどこからでも旅を選んで予約することが可能になりました。

今回の記事では、夏休みの旅行計画を立てる前に知っておきたい旅行契約のポイントを整理しました。トラブルにならないように、旅行に出かける前にぜひご一読ください。

旅行会社を選ぶ

Q1 ネットで旅行プランの最安値を調べていたら、お値打ち商品を見つけました。旅行会社を選ぶポイントはなんでしょうか？

A1 旅行会社の店舗が減っているなか、ネットで検索して旅行を予約しようとする方も増えていきます。

日本の旅行会社は旅行業法に基づき、観光庁長官や都道府県知事の登録を受けており、旅行業約款（用語①）に基づいて旅行者と契約を交わします。旅行募集広告やパンフレットでは旅行会社名の近くに登録番号が記されています。

万一、日本の旅行会社が倒産した場合などは、「弁済業務保証金制度」や「営業保証金制度」から弁済（一部から全部）を受けることができます。

日本には日本旅行業協会（用語②）と全国旅行業協会（用語③）の2つの協会があり、旅行契約上でトラブルが発生した場合、「旅行者からの相談」を受けてくれます。

注意したいのは海外の旅行会社と契約するとき。トラブルが起こっても日本の法律が適用されません。

旅行の予約をするときは、「この旅行会社に予約しようとしているのか」を調べてください。また、サイトはパッケージツアー（ツアー）名で表示されることがあるので、会社名や会社情報を確認することもポイントです。

ポイント

旅行会社名や登録番号を確認しましょう

旅行企画・実施 観光庁登録第〇〇号 △△△株式会社 東京都□□□区 XXX町1-2-3 (一社)日本旅行業協会正会員	ツアーを募集する場合の企画・実施会社名
	ツアーを企画・実施している旅行会社の登録番号
	所属する旅行業協会名

旅行契約の種類と特徴

Q2 ツアーに申し込むのと航空券やホテルだけの予約に、なにか違いはありますか？

A2 ツアーは旅行契約で、さまざまな補償などがあります。航空券やホテルだけの予約は旅行契約

用語

- ①**旅行業約款**…旅行契約をする際に、旅行会社の責務やキャンセル規定などの旅行に関する条件を定めたもの。通常、日本の旅行会社は、観光庁長官及び消費者庁長官が定めて公示している「標準旅行業約款」、または個別に観光庁長官の認可を受けた「個別認可約款」の契約条件に従っている。標準旅行業約款は、「募集型企画旅行契約」「受注型企画旅行契約」「手配旅行契約」など5つの部から構成されている。
- ②**日本旅行業協会 (JATA)**…海外・国内旅行ともに企画・実施可能な会社が多く加入。募集広告にはJATAマークやJATA正会員と記載される。加入会社約1100社。
- ③**全国旅行業協会 (ANTA)**…国内旅行の企画・実施ができる会社が多く加入。募集広告にはANTA正会員と記載される。加入会社約5000社。
- ④**旅程管理**…旅行者の行程を円滑に実施し、またトラブルが生じたときに「原状復帰」させる努力義務。
- ⑤**旅程保証**…交通機関や宿泊施設によるオーバーブックが生じたとき、一定の金額を変更補償金として支払う制度。
- ⑥**特別補償**…病気ではなく「おもに怪我」で損害を被ったときや旅行中の携行品の被害に対して一定の補償金や見舞金が支払われる制度。
- ⑦**ネットからの通信契約**…旅行会社のサイトから予約する契約で、おもにクレジットカード決済で行うもの。契約は、旅行会社からの承諾通知が旅行者に（旅行者が登録しているサーバーに）届いた時に成立。
- ⑧**取消手数料**…旅行会社が「旅行業務取扱料金表」のなかで定めている事務手数料で、航空券などの予約を取り消すときに旅行者に請求する料金。
- ⑨**二重予約**…例えば、同じ個人の予約が、航空会社の同一便のなかに2つ存在すること。多くの場合はそのままの状態、旅行出発日まで続き、結果、旅行が終了してから2人分の請求が発生する。航空会社によっては「怪しい記録」と認識され、予約が2つともキャンセルされることがある。

とそうでないものがあり、補償やキャンセルなどに統一的なルールはありませんので注意が必要です。旅行契約には、大きく分けて3つの契約があります。

●募集型企画旅行契約

一般にツアーと呼ばれる旅行です。旅行会社があらかじめ旅行計画を作成し、旅行代金を決めて、不特定多数のお客様に対して、広

告や旅行会社パンフレット、ネット上などで広く募集するものです。この旅行契約では、旅行会社が、旅程管理（用語④）・旅程保証（用語⑤）・特別補償（用語⑥）の3つの責任を負います。

●受注型企画旅行契約

旅行会社が、旅行者からのオーダーにより、旅行の企画、手配、そして価格を設定する旅行契約です。例えば、修学旅行や職場の団体旅

行、町内会の親睦旅行などがあたります。この旅行契約でも、旅行会社が、旅程管理・旅程保証・特別補償の責任を負います。

●手配旅行契約

この旅行契約は、旅行会社が、旅行者からの依頼を受けて、旅行者のための交通機関や宿泊などの旅行サービスの手配を行うものです。航空券や鉄道切符、ホテルなど宿泊施設や旅行先でのオプショナルツアーの予約をする場合などがあります。この旅行契約では、旅行会社は、善良な管理者の注意をもって手配をすれば、その責務は完了したとみなされます。

また、旅行者個人が「交通機関や宿泊施設に直接予約するもの」は、「旅行契約」ではありません。ネットで「地名 旅館」などと検索し、出てきた旅館の公式サイトで直接予約することがあります。この場合は、旅館との宿泊契約となり、旅行会社による補償などがありませんので注意が必要です。なにかトラブルが発生した場合に解決するには、旅行者が直接、旅館と話し合うこととなります。

ポイント

契約の形態によって、万一の場合に、旅行者に補償される金額に大きな違いがあるので、「自分はどことどんな契約をしているのか」をしっかりと把握すること。

「契約の成立」とキャンセル料

Q3 キャンセル料はいつからかかるのですか？ どのように決められるのですか？

A3 キャンセル料について説明する前に、「契約の成立」について解説します。

契約はどのタイミングで成立するのでしょうか。それは、「旅行会社が旅行者の旅行の申し込みについてOKを出し、申込金を受け取った時点」で、「契約が成立」することになります（ネットからの通信契約成立の場合は用語⑦を参照）。

キャンセル料が発生するのは契約成立後です。例えば、旅行会社が旅行申し込みでOKした後でも、旅行者からの入金がない場合、キャンセル料は発生しないのが原則です。

契約成立後に旅行者の都合でキャンセルする場合、キャンセル料が発

生する期間においては規定のキャンセル料がかかります。募集型企画旅行や受注型企画旅行では、旅行業約款でキャンセル料が定められており、おおむね20～100%のキャンセル料が発生します。

手配旅行では交通機関や宿泊施設が決めた0～100%のキャンセル料と旅行会社が定めた「旅行業務取扱料金」や「取消手続料金（用語⑧）」が発生します。

⑧ 契約するとき、キャンセルした場合の規定を確認しておかないと、万一のときに問題になってしまふことがあります。キャンセル規定を含め、旅行契約するとき確認すべき事項が、それぞれの旅行パンフレットの「旅行条件書」などに定められているので必ず内容を確認しましょう。

格安航空券を予約する旅行会社の予約サイトなどでは、国内航空券といえどもキャンセル規定の厳しい商品が多くあるので、クレジツト決済をする前にキャンセル規定を見ておくことが大切です。

ポイント

旅行代金を払う前にキャンセル規定を一読し、疑問点がある場合は確認すること。

ネット契約のトラブル

Q 予約中に画面がフリーズしたので、もう一度やり直してようやく予約完了したところ、二重予約になっていました。

A ネット予約で一番多い相談に、二重予約（用語⑨）があります。

これは旅行者のネット動作環境に原因があることが多く、予約手続きを完了した覚えがないので、改めて予約しても重複にはならないはずだ、という思い込みが引き起こすトラブルです。

きちんと予約できたか、確認しましょう。

ポイント

多くの旅行会社のサイトでは、予約がいったん完了すると「完了メール」が送信されたり、登録しているマイページなどに予約完了の表示がされたりします。画面がフリーズした場合は、これらを確認することで二重予約を回避できます。

以上のポイントに注意して、さあ！久しぶりの旅行に出发しましょう。

[次号の今月の話題は 「デジタル遺品」 についてです。]

今月の話題

「旅行の契約」の関連図書・資料を紹介

図書資料室から

はじめての海外旅行 まるごと安心ブック 決定版

ワイワイネット 著 (メイツ出版)

旅のスタイルや価値観も個人によってさまざま。海外旅行初心者でもニーズにあう旅行が実感できるよう、「ツアーor個人」「近場or遠方」などの選択肢を提示。旅の準備からトラブル解決法まで、リピーターにもお助めのガイドブック。

旅行トラブルの裁判例と実務 旅行等をめぐるリスクと法的責任

兵庫県弁護士会消費者保護委員会 編 (民事法研究会)

旅行に関する68件の裁判例を取り上げ、消費者保護の視点から解説した実務書。「オプションツアー参加中の事故」や「添乗員によるツアー旅行中の顧客の置き去り」など、旅行の際に身近にあり得る例を、分かりやすく解説。

旅行の契約とトラブル事例 全国消費生活相談員協会 編集・発行

旅行会社の旅行契約だけでなく、宿泊契約や航空会社との運送契約など旅行に関する契約を横断的・体系的に整理。旅行トラブルの未然防止やトラブルが生じた際の解決の参考になる一冊。

読んでみて! 話題の新着図書

18歳から100歳までの日本の未来を考える

17のキーワード 樋口裕一 著 (学研プラス)

国際情勢、AIによる世の中の変化、「超高齢化」する日本の現状など…。大人の常識として知っておきたい現代日本のトピックが1冊に。イラストや用語解説などを交えてやさしく解説。

図書

図書

小冊子

図書資料室利用案内

※利用時間と利用方法を
変更する場合があります

東京都消費生活総合センター(飯田橋)

新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ15階

☎03-3235-1179

【利用時間】 月～木 9:00～17:00
金 9:00～20:00
土 10:00～17:00

【休室日】 日曜・祝日・年末年始・
蔵書点検期間

東京都多摩消費生活センター(立川)

立川市柴崎町2-15-19

東京都北多摩北部建設事務所3階

☎042-522-5119

【利用時間】 月～金 9:00～17:00

【休室日】 土曜・日曜・祝日・年末年始・
蔵書点検期間

●利用方法

閲覧…どなたでも(開架式)

貸出…都内在住・在勤・在学の方対象
(図書5冊、DVDなど3本まで2週間)

※閲覧のみの資料もあり

身分証明書等の提示で利用者カードを発行

お知らせ



東京都消費生活総合センター

『出前寄席』のご案内 新作5本の演目が加わります!

大学の落語研究会や社会人の消費者啓発ボランティアグループが、悪質商法の手口やその対処法など、消費者被害の未然防止に役立つ情報を、落語、漫才及びコントで楽しく分かりやすく伝えます。会合や勉強会などで、お気軽にご利用ください。オンラインでも実施可能です。

時間 1演目につき**15～20分程度**
※2演目以上ご依頼される場合は、演目時間に加えて10分程度の余裕をみてください。

費用 1演目当たり出演者1人につき**6,700円**
(落語…1人6,700円 漫才…2人13,400円 コント…3人20,100円)

申込方法 希望日の1カ月前までに、**電子申請**または**電話**



新作

- 落語** ●お試しの畏! 恐怖あなたの知らない請求書 ●孤独からの甘い罠
- 漫才** ●はっきり言おう「いらぬものはいりません!」
- 暗号資産の儲け話に騙された!? SNSおじいちゃん
- 若者よ、マルチに負けるな! (やさしい日本語版)

●詳細は、東京暮らしWEBでご覧いただけます。 https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp/manabitai/de_yose/



申込先・問い合わせ 東京都消費生活総合センター 活動推進課 協働連携事業担当 ☎03-3235-4167

新しい消費者教育DVDができました!

消費生活に役立つ情報を楽しく分かりやすく学習できます。自主学習や授業、研修、グループ学習の教材として、ぜひご利用ください。



キャッシュレス決済のお品書き ～かしこく選んで買い物上手～

【内容】 最近よく聞く“キャッシュレス決済”。本当に便利なのでしょうか。「純喫茶ペイメント」の常連客と店員が風見しんごさんとキャッシュレス決済の使い方や注意点をワイドショー仕立てで学ぶ。(成人・高齢者向け)

【所要時間】 約30分 **【監修】** 山本国際コンサルタンツ 山本 正行

【視聴・貸出】 東京都消費生活総合センター・東京都多摩消費生活センター 図書資料室
※その他、都内各区市町村の消費生活センター、図書館など

●動画配信もご利用いただけます。(令和10年3月まで配信中)
https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp/douga/mov_2023dvd.html



問い合わせ 東京都消費生活総合センター 活動推進課 学習推進担当 ☎03-3235-1157

情報
ピックアップ



「都民の暮らし輝く東京」2023年度版を作成しました

この4月からの新たな東京都消費生活基本計画に基づく主な取組を、世代別に分かりやすく紹介する計画のPR版をホームページ「東京暮らしWEB」で公表しています。

※今年度からWEB版のみの提供とさせていただきます。

成年年齢引下げによって懸念される若者の消費者トラブルや人・社会・環境に配慮した「エシカル消費」の解説に加え、消費者被害や商品・サービスによる事故を防ぐために注意していただきたいポイントなどをイラスト、クイズ、四コマ漫画を使って紹介。

●東京暮らしWEB 東京都消費生活基本計画 都民の暮らし輝く東京
<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp/hourei/kihon/>



問い合わせ 東京都生活文化スポーツ局 消費生活部 企画調整課 ☎03-5388-3053

受講無料

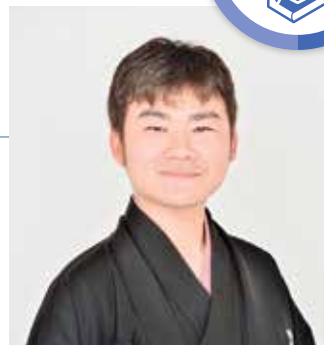
- 対象者は都内在住または在勤、在学の方
- 当日の参加申し込み不可
- 定員がある講座については、応募者多数の場合は抽選、定員に満たない場合は締切日以降も受付

講座案内



消費生活講座

主催：東京都・東京都金融広報委員会（後援：金融広報中央委員会）



第1部

14:10～
14:45

落語

「こんな誘いには畏がある」ほか 三遊亭 吉馬

インターネット通信販売トラブルや、不安な気持ちに付け込んだ詐欺など、だましの手口とその対処法について、落語を通して楽しくご紹介します。

第2部

15:00～
16:20

講演

「人生100年時代～上手な貯め方・使い方」

お金の使い方、節約、貯蓄・投資などについて、日米の考え方の違いを織り交ぜた「パックンマックン」ならではの掛け合いで楽しく学びます。

講師：パックンマックン

アメリカ人と日本人のお笑いコンビ。日米コンビならではのネタで頭角を現し情報番組をきっかけに老若男女問わず、幅広いファン層を持つ。英語教育番組などでも活躍。2003年にはラスベガスで、2007年にはハリウッドで英語漫才のステージも成功させる。現在はテレビなどのメディアでの出演を始め、10年以上前より、精力的に講演活動も行っている。



日時 **7月13日(木)** 14:00～16:20(13:30開場)

会場 **東京ウィメンズプラザホール**
(渋谷区神宮前5-53-67・地下鉄表参道駅徒歩7分)

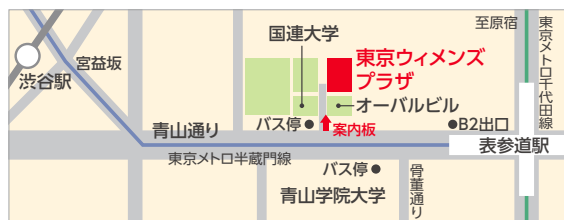
受講方法 **会場受講 または オンライン(ライブ)受講**

定員 **会場／100名、オンライン／定員なし**

申込方法 **電子申請** <https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp/manabitai/koza/center/koza230713.html>

申込締切 **6月28日(水)** ※会場受講の可否について、7月6日(木)までに申込者全員にメールで通知

その他 **託児あり** 託児(6カ月以上就学前の乳幼児)を希望する場合は、お申込み時に「希望する」にチェックし、必要事項をご記入ください。
手話通訳あり お申込み時に「希望する」にチェックしてください。



申込先・問い合わせ **東京都消費生活総合センター 活動推進課 学習推進担当 ☎03-3235-1157**
〒162-0823 新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ16階

※電子申請が困難な場合はご相談ください。 ※新型コロナウイルス感染症の感染状況等により、講座が中止・変更になる場合があります。

実験実習講座

講座	講師	会場・日時	
		飯田橋会場(消費生活総合センター)	立川会場(多摩消費生活センター)
プロに聞く! 突然の水回りトラブルの 基礎知識	東京都管工事 工業協同組合 総合設備メンテナンス センター 委員長 永島 英俊 氏	6月15日(木) 13:30～16:00	6月9日(金) 13:30～16:00
		●定員 50名 ●会場受講 ●申込締切 6月1日(木) (受信有効) 6/12(月)までに、メールにて 抽選結果を通知	●定員 30名 ●会場受講 ●申込締切 5月26日(金) (受信有効) 6/6(火)までに、メールにて 抽選結果を通知

申込方法 **電子申請** **東京都 募集中の講座** 検索 <https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp/manabitai/koza/info.html>

※電子申請が困難な場合はご相談ください。 ※新型コロナウイルス感染症の感染状況等により、講座が中止・変更(オンライン開催)になる場合があります。
※オンライン開催の場合はMicrosoft Teams を利用します。

講座	講師	会場・日時
食品表示の見方を知ろう	消費生活アドバイザー 横田 久美氏	7月3日(月) 正午～7月20日(木) 正午 ●定員なし ●YouTube(アーカイブ配信) ●申込締切 6月25日(日) (受信有効) 講座前日までに、メールにて視聴用URLをお知らせ

申込方法 電子申請 東京都 募集中の講座 検索 検索 https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp/manabitai/koza/info.html

実験実習講座(飯田橋会場) 問い合わせ

東京都消費生活総合センター 実験実習講座担当
新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ16階 ☎03-3235-1157

実験実習講座(立川会場)・食育講座 問い合わせ

東京都多摩消費生活センター 実験実習講座または食育講座担当
立川市柴崎町2-15-19 東京都北多摩北部建設事務所3階 ☎042-522-5119

※電子申請が困難な場合はご相談ください。 ※新型コロナウイルス感染症の感染状況等により、講座が中止になる場合があります。

子供のマグネットセット 誤飲事故を防ぎましょう!



マグネットセットは、マグネットボールやマグネットキューブとも呼ばれ、直径又は一辺が3～5mmの球体や立方体のネオジム磁石など数十から数百個で構成され、これらを組み合わせた娯楽目的の商品です。小さくて数が多いため、子供が誤飲しても気づきにくく、複数個の磁石を誤飲すると、強力な磁力で消化管を挟んで留まり、腸に穴があくことがあります。保護者の方や周りに小さなお子さんがいらっしゃる方は、「事故防止のポイント」を参考に、誤飲事故を防ぎましょう。

こんな事故が起きています!※1

- 兄と遊んでいる時にネオジム磁石を口の中に隠してそのまま誤飲した。夕方より腹痛と嘔吐があり、その後も消化器症状が持続したため3日後にネオジム磁石による小腸閉塞と判断され、緊急手術を行い、5個の磁石が摘出された。(2021年3月 7歳8カ月 女児)
- 姉とマグネットボールで遊んでいるとき、磁石を1個口に含んでしまった。1日後に嘔吐したためX線検査を行ったところ、腸管内に多数の連なった異物が認められた。2日後に緊急手術を行った結果、小腸内から55個の磁石、胃内からは3個の磁石が摘出された。(2022年1月 0歳11カ月 男児)

※1 公益社団法人日本小児科学会 Injury Alert (傷害速報) を要約 <https://www.jpeds.or.jp/modules/injuryalert/>

事故防止のポイント

- 子供には触れさせないようにしましょう
マグネットセットは子供の使用を想定した玩具ではありません。子供がいるご家庭では購入をしないよう、また、既にお持ちのご家庭では、子供が容易に持ち出せない場所に保管しましょう。
- 誤飲した可能性がある場合は、すぐに医療機関を受診しましょう
受診する際は、商品やパッケージを持参するなどして、医師に誤飲したものに関する情報をできるだけ伝えるようにしましょう。
なお、マグネットセットと吸水樹脂ボール^{※2}は、新たに消費生活用製品安全法の特定製品に指定され、基準を満たさない製品の販売はできなくなる予定です。(令和5年5月施行予定)

※2 高吸水性の樹脂を材料として使用しており、誤飲すると消化管内で膨らみ、腸閉塞などに至ることがある。指定されるのはそのうち玩具のみ。

[参考] 消費者庁 「磁石」や「吸水樹脂ボール」の誤飲に注意!

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_058/

経済産業省 磁石製娯楽用品及び吸水性合成樹脂製玩具の特定製品への指定について

https://www.meti.go.jp/shingikai/shokeishin/seihin_anzen/pdf/020_04_00.pdf

問い合わせ 東京都生活文化スポーツ局 消費生活部 生活安全課 ☎03-5388-3082



亡くなった父が4年前に新聞の購読契約をしていた! やめられないの?

Q 実家で一人暮らしをしている80歳代の母の元に、昨日突然、新聞販売店から「来月から6カ月間、新聞を配達する。」と電話がありました。父が4年前に、新聞購読契約をしていたと言うのですが、父は3年前に亡くなっています。また、母は目が悪く、新聞の小さな字は読めません。今からでも契約をやめることはできるでしょうか。



A 訪問販売による新聞購読契約については、特に高齢者世帯からの相談が数多く寄せられています。中でも目立つのは長期的、または数年先の契約の解約トラブルに関するものです。

新聞公正取引協議会の定めるガイドライン*1では、「購読者の死亡、購読が困難になる病気・入院・転居など、解約が合理的だと考えられるとき」は、販売店は解約申し出に応ずるべきという考え方を示しています。

事例では、契約した父親はすでに死亡しています。また、母親は目が悪く新聞は読めないと言っているのですから、本件のような場合は、契約者の死亡と共に、ガイドラインに基づき解約するのが合理的だと

考えられます。

ガイドラインでは、この他にも、不安を感じさせたり嘘を言うなど不適切な勧誘を行ったときや、長期間の契約、認知症など判断力が不足している状態での契約、本人や配偶者以外の名前で契約、未成年者の契約で解約の申し出があった場合、規約*2の上限を超える景品類を渡されていた場合などは、直ちに解約申し出に応じるべきとしています。

訪問販売で新聞購読を契約した場合は、契約から8日以内であればクーリング・オフができます。また期間が過ぎてしまった場合でも、このガイドラインに基づいて解約交渉することが可能です。困った時は、消費生活センターにご相談ください。

*1 「新聞購読契約に関するガイドライン」は平成25年11月21日に、日本新聞協会及び新聞公正取引協議会にて定められた。

*2 「新聞業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約（略称：新聞公正競争規約）」によれば、勧誘で提供される景品については、契約金額の8%または6カ月分の購読料金の8%のいずれか低い金額、と定められている。

相談窓口のご案内… ☎03-3235-1155

アジ



魚屋さんやスーパーの鮮魚売場でよく見かける「アジ」。東京都中央卸売市場でも1年を通してたくさん取引されていますが、実は梅雨入りから夏にかけてが、脂がのって一番おいしい旬の時期です。

アジは主に北九州・山陰地方で多く水揚げされます。一般的な「マアジ」の中では、身体が黒い「黒アジ」が有

名ですが、黄色い「黄アジ」は黒アジより脂のりが良く、お刺身やお寿司など、生で食べるのにおすすめです。また、魚の生臭さが苦手な方は、酢ジメにすると食べやすくなります。

近年では大分県の「関アジ」など、一本釣りしたアジをブランド化している地域もあります。

お店でアジを購入する際は、目がクリアで白く濁っておらず、身体に光沢があって身が引き締まっているものを選ぶとよいでしょう。皆さんも旬のアジを、お好みの食べ方で味わってみてはいかがでしょうか。

資料提供：東京都中央卸売市場 豊洲市場 有限会社ナンバ水産 株式会社亀谷



イチッチョ

市場のことをもっと知ってもらうため生まれた「イチッチョ」。市場大好きイチッチョが「東京のいちば」の魅力を伝えていきます!

詳しくは [東京都中央卸売市場](https://www.shijou.metro.tokyo.lg.jp/) <https://www.shijou.metro.tokyo.lg.jp/>

フレッシュ
市場



ツイッター



フェイスブック

